

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年8月21日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市養護老人ホーム恵楽園
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	・「家族がいない」などの環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方に、適切な生活支援を行う措置施設（対象：65歳以上で経済的及び環境的な理由により在宅生活が困難と認められる方）
指定管理者	名称：社会福祉法人川崎聖福福祉会 代表者：理事長 野神 昭雄 住所：川崎区池上新町3-1-8 電話：044-288-5401
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（内線：32421）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	これまでの施設の運営状況を評価、課題の洗い出し、課題解消のため、PDCAに基づく改善を継続的に実施しており、特に権利擁護等の点で利用者支援を最優先に考えた施設の効果的な運営の見直しを実施し、併せて、施設の機能等について広く周知に努め、緊急ケースの積極的な受入などのニーズへ迅速に対応している点等が評価できる。 また、満足度調査、嗜好調査等を実施し、サービスに反映するよう努める姿勢が認められ、さらには、今後の養護老人ホームのあり方についても、自主的に検討を重ねるなど、積極的な姿勢が評価できる。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	身体拘束ゼロを基本としたケアを実施している。また、事故やケガ等が発生した場合には、その原因究明、再発防止に向けた取組等を1件ごとに丁寧に対応している。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	利用者のニーズを可能な限り施設の運営に反映する姿勢、施設の効果的な運営に向けた積極的な取組、また、地域との良好な関係等について、今後もこの水準を維持、継続、あるいは向上に向け進めていただきたい。
5	非公募更新のための条件を満たしているか（該当施設のみ）	非公募更新制度を導入している施設であるが、H30年度にコンプライアンスに反する事例（金銭管理）が確認されていることから、非公募更新制は採用せず公募を実施する。 なお、令和元年度には金銭管理体制の改善策が講じられており、年度の総合評価はB評価「優れている」といえる水準に戻っている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	当該法人は高齢者施設、障害者施設、救護施設など合計15の事業所を運営しており、その運営の中で構築してきた各福祉関係機関等とのネットワークを十分に活用できており、より手厚い支援を利用者に届けることができているという点で制度活用による効果があるといえる。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・措置事業に関する扶助費および介護給付費等により運営を行っている。（指定管理料は無し。） ・築年数が25年以上であることから、施設及び設備において経年劣化が顕著に現れており長寿命化も考慮した修繕等の対応が求められる。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	引き続き指定管理者制度による運営を継続し、その間に民営化した場合の採算性等について議論を重ね、老朽化に伴う建替え実施の際に民営化することを検討していく。

4. 今後の事業運営方針について

養護老人ホームについては、措置施設として、緊急受入を含め、必要な機能であるため、今後も社会資源として効果的かつ機能的に運営していくことが求められる。

また、養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の状態像に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者との信頼関係の維持継続が極めて重要であり、指定管理者の支援内容によっては利用者の心身に重大な影響を及ぼす側面を有する施設である。

今後については、平成30年3月に策定した「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、当面は指定管理者制度による運営を継続するものとし、老朽化を伴う建て替え時期に民営化を図ることを検討する。なお、次期（R3年度からの5年間）公募により選定した指定管理者が次の条件を満たした場合には、引き続き当該指定管理者を次期指定管理者（R8～R12年度）とする非公募更新制度を導入する。

【条件】①本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと ②当初指定期間の管理運営状況が優良であること ③次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること